

## 2 自主的な環境配慮を支える基盤づくり

### 現状

#### 1 エコビジネスの育成・集積の促進

環境省が平成12年に行った推計によれば、平成9年現在、エコビジネスの市場規模は24兆7千億円で、年平均伸び率3.7%の成長産業として見込まれ、平成22年には40兆1千億円に達するとされています。

また、この間の雇用規模は、69万5千人から86万7千人に増加すると推計されています。

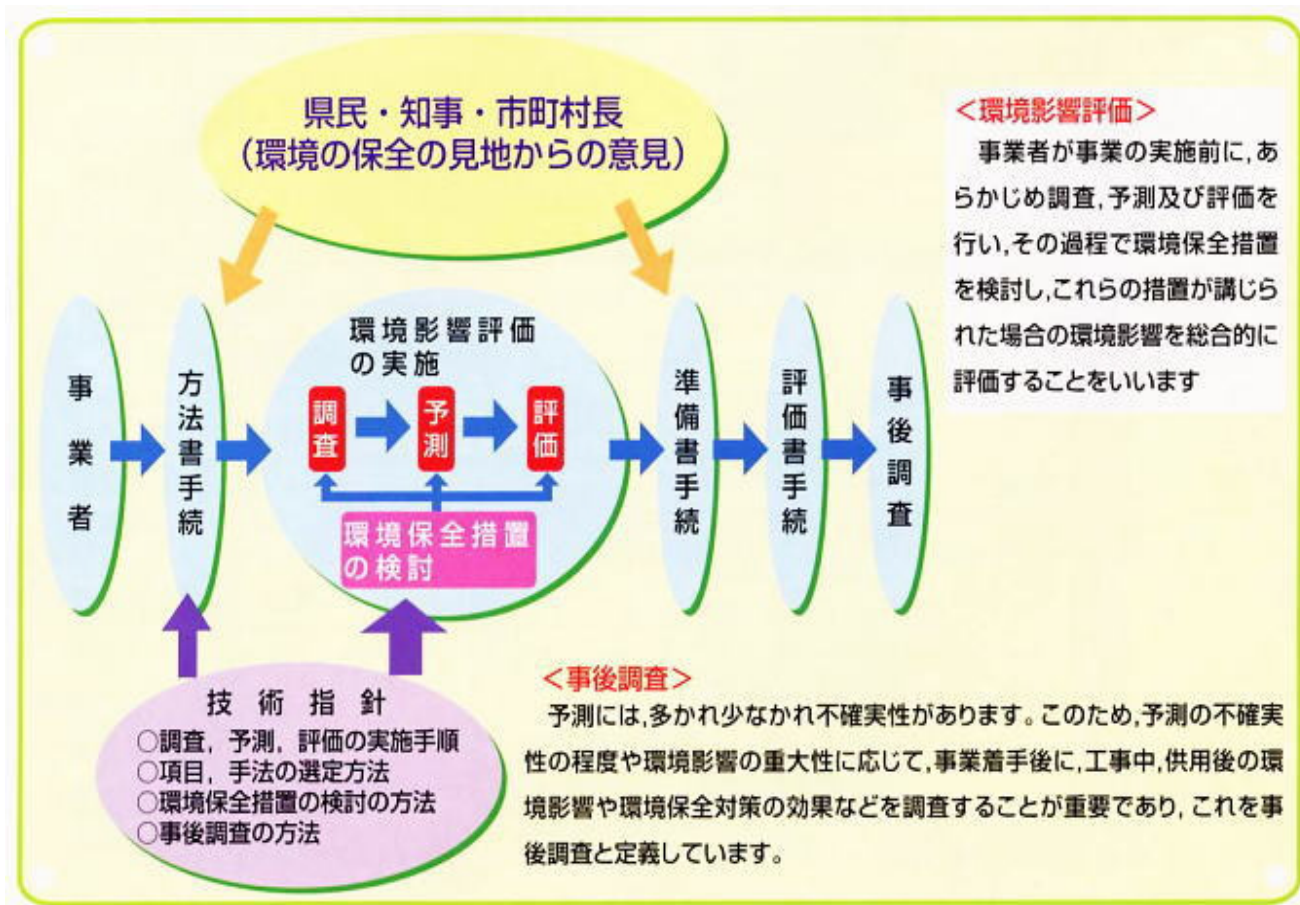
本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、エコビジネス育成のポテンシャルは高いと考えられます。こうした本県の特徴を踏まえ、実用的な技術開発や施設整備、販路開拓に対する支援等により、エコビジネスの育成・集積に向けた取組の推進が求められています。

#### 2 環境影響評価制度等の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。

平成11年6月に全面施行された「環境影響評価法」や「環境影響評価に関する条例」では、一定規模以上の事業について、環境影響評価書等の作成・公告縦覧や住民等の意見聴取等の手続きについて規定しています。

環境影響評価に関する条例の手続きの流れ



### 3 県の率先行動の推進

県は、環境の保全施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における一事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、職員一人ひとりが日常の行政事務の執行にあたり、「県オフィスコスト節減対策推進会議」による全庁的な内部管理費の節減運動の展開や、省エネルギー・省資源行動への取組み、また、公用車の自動車排出ガス等の削減に努めるなど、環境への負荷の軽減を図っています。

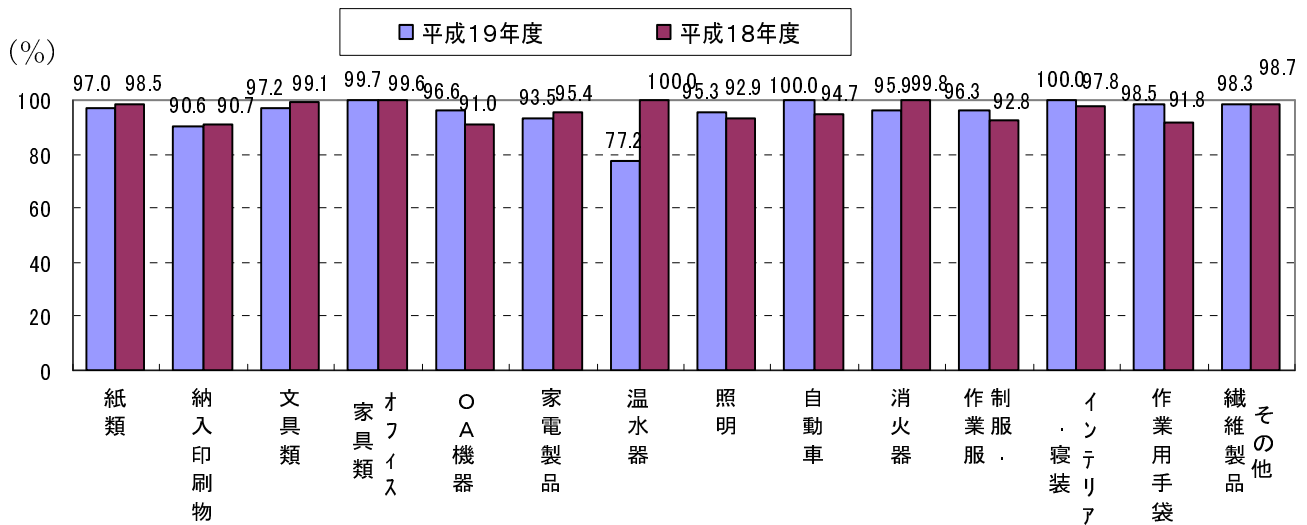
今後、全職員に対して、一層の省エネルギーの徹底を求めるなどソフト面の対策に加え、施設や設備の改善を含めた、より抜本的なハード面の対策を講じる必要があります。

また、環境にやさしい物品購入については、「県グリーン購入方針」に基づき、グリーン購入（環境への負荷が少ない物品等の購入。）や公共工事における再生建設資材の利用などに努めています。

なお、公共工事等の実施に当たっては、計画段階から環境への配慮について検討し、環境と調和した工事等を実施することが求められています。

グリーン購入調達実績

※紙類については、偽装問題は考慮せず  
に集計しています。

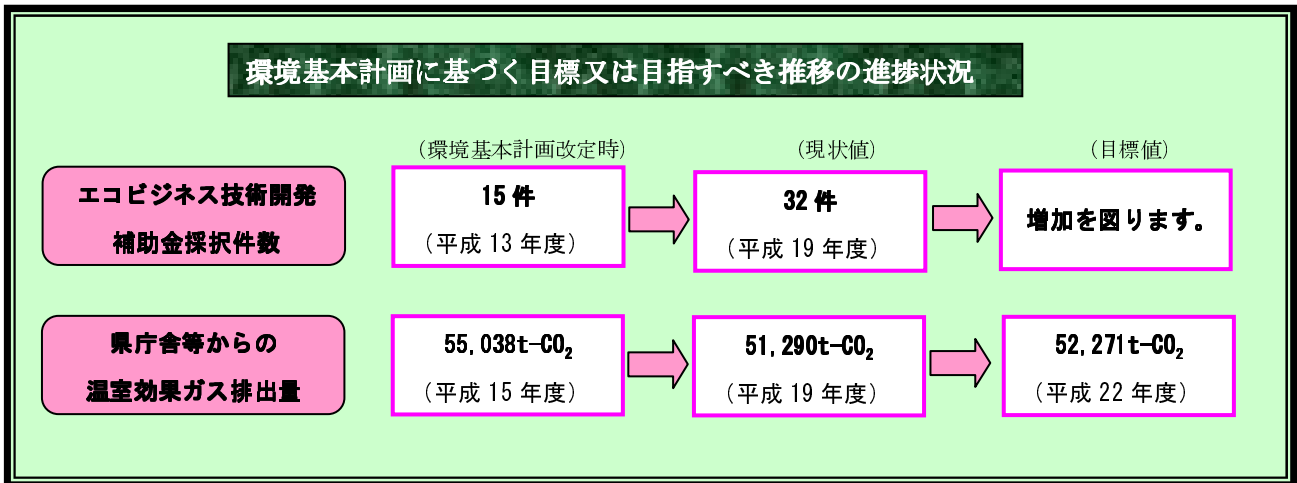


資料：県環境政策課

### 4 調査・研究の充実

総合技術研究所では、産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組むとともに、多様な環境調査や研究を行っています。

今後も複雑化・多様化する環境問題に適切に対応するため、分野を超えた調査・研修等を推進するとともに、技術開発等の成果を広く公表してその利用促進に努める必要があります。



## 施策の展開

### 1 エコビジネスの育成・集積の促進

#### ■ 将来の成長産業であるエコビジネスの育成集積の促進

- すでに利用可能な段階にある先進的環境技術の環境保全効果等を、客観的に評価することにより、技術の普及を促進します。
- リサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲や、先進的なリサイクル施設の整備支援を行うなど、エコビジネスの育成・集積を促進します。



環境関連産業創出推進協議会の支援により開発されたソーラー発電装置付自動販売機



びんごエコ団地(福山市箕沖地区)

- 平成13年度に策定した「環境関連産業創出プログラム」の具体化や事業の実施方策について検討を進めるとともに、技術開発や事業化に向けた取組みを支援します。
- 「県環境関連産業創出推進協議会」などの活動を通じて、産学官の連携や同業種・異業種などの多面的な事業者間連携を促進し、環境関連の技術開発を促進します。(再掲)
- 実用的な技術開発を促進するためには、コストの軽減を図ることが重要であり、県内事業者が行うリサイクル技術等の開発や実用化・事業化等の各段階における助成制度の充実等を図ります。(再掲)
- 幅広くリサイクルを進めていくうえで、品質・数量の両面で安定した廃棄物等の回収が可能な体制整備が課題となっており、回収における広域化・ネットワーク化・IT化などによる効率的、安定的な回収システムの構築を検討します。(再掲)

## 2 環境影響評価制度等の推進

### ■ 法・条例に基づく適切な環境影響評価の推進

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発行為等の実施に際し、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価し、環境汚染や自然環境の破壊を未然に防止するため、「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」その他の法令等に基づき、環境影響評価の適正な審査、指導を行います。
- 環境影響評価制度の実効性を高めるため、県民や事業者等への情報提供等に努めます。

## 3 県の率先行動の推進

### ■ 県民や事業者の取組を促進するため、県自らの率先行動の推進

- 「環境に配慮した県率先行動実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制や省資源、省エネルギーなど環境に配慮した行動に、県自ら率先して取り組みます。
- 「県グリーン購入方針」等に基づき、グリーン購入や公共工事における再生建設資材の利用などに自ら率先して取り組みます。
- 生活環境保全条例に基づく「県自動車使用合理化計画」により、県公用車からの自動車排出ガス等の削減に取り組みます。
- 県の公共事業等により生じる環境への負荷を低減させるため、計画・設計・工事の各段階において環境配慮の状況等を点検する仕組みを構築するとともに、市町など一体となって、こうした仕組みの普及に努めます。

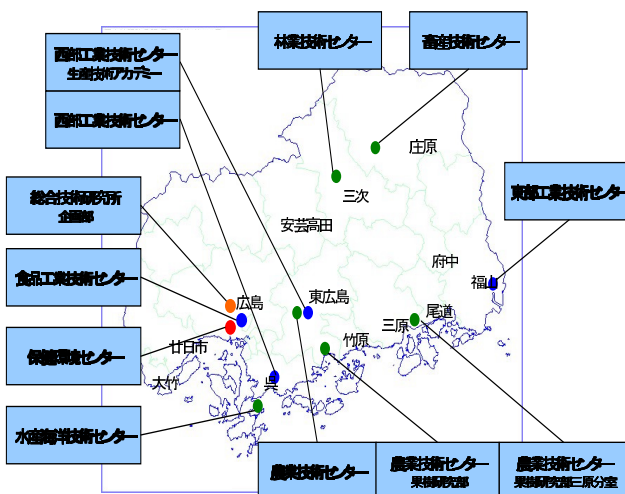


屋上緑化全景(県庁北館)

## 4 調査・研究の充実

### ■ 分野を超えた融合的な研究の推進

### ■ 産学官連携による調査・研究の推進



- 複雑・多様化する環境問題に適切に対応するため、総合技術研究所において、分野を超えた研究等を推進します。
- 大学、独立行政法人、民間の研究機関等との幅広い産・学・官の連携を図り、互いの技術力や研究成果を活用したより高度な調査・研究を推進します。
- 調査や研究、技術開発等の成果を広く公表し、その利用の促進を図ります。